

代表選挙に係る規則及び要綱

規則章	日本維新の会 代表選挙規則	日本維新の会 代表選挙管理委員会要綱
1 総則	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、党規約第7条第9項に基づき、代表選挙に関して、必要な事項を定める。</p> <p>(代表選挙管理委員会)</p> <p>第2条 代表選挙に関する事務全般を管理するため、代表選挙が行われる都度、党本部に代表選挙管理委員会を置き、当該代表選挙の確定をもって解散する。</p> <p>2 代表選挙管理委員会は、委員5人以内によって構成する。</p> <p>3 委員は、常任役員会の承認を得て総務会長が指名する。常任役員会の承認を得るとまがないときは、総務会長の指名後に承認を得るものとする。</p> <p>4 代表選挙管理委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選によって決定する。</p> <p>5 委員長は、代表選挙管理委員会を運営し、その事務を管理する。</p> <p>6 委員長は、あらかじめ委員の中から、委員長がその職務を行うことができない場合に委員長に代わってその職務を行う委員一人を指名しておかなければならない。</p> <p>7 代表選挙管理委員会は、過半数の委員の出席により成立する。</p> <p>8 代表選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>9 委員は、公正中立な立場で職務を行い、職務において知り得た情報に関して守秘義務を負う。</p> <p>10 委員は、代表選挙の候補者（以下「代表候補者」という。）の推薦人になることができず、いずれの代表候補者の支援活動を行うこともできない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、代表選挙規則（以下「規則」という。）第23条に基づき、代表選挙に関して必要な事項を定める。</p>

<p>2 有権者</p>	<p>(有権者)</p> <p>第3条 党規約第4条第4項に規定する代表を選出する際の投票権を有する党员（以下「有権者」という。）は、次の各号に定める者とする。</p> <p>一 継続して前2年の党費を納入した一般党员</p> <p>「継続して前2年の党費を納入」とは、次条第2項の基準日において前年及び前々年の党費を継続して納入していることを指し、当該基準日が属する年に係る党費の納入は含まない。</p> <p>二 特別党员</p> <p>代表選挙が行われる臨時党大会の招集案内をした日に特別党员であり、かつ、当該党大会の日に特別党员である者とする。</p> <p>(有権者名簿への登録と開示)</p> <p>第4条 代表選挙管理委員会は、代表選挙が実施される都度、前条に規定する有権者を登録した有権者名簿を調製する。</p> <p>2 代表選挙管理委員会は、次条第2項で規定する選挙期日の告示の日（以下「告示日」という。）の前日を基準日として前条の資格を有する者を記載した登録予定者名簿をあらかじめ作成し、各都道府県総支部の点検を経た後、当該基準日において有権者名簿として確定する。</p> <p>3 有権者は、前項の規定により確定した有権者名簿を、告示日中に限り代表選挙管理委員会の定める方法により閲覧することができる。この登録に異議のある者は、告示日中に理由を付した書面により代表選挙管理委員会まで異議を申し立てることができる。</p> <p>4 第2項の有権者名簿の点検は、都道府県総支部の代表その他の役員の中から代表選挙管理委員会が認めた者の下、必要最小限の人数で行うものとし、点検に携わる者は守秘義務を負う。</p> <p>5 代表選挙管理委員会は、党员を有権者名簿に登録するにあたり、公正な立場から、名寄せによる重複登録の排除、並びに住所地確認等による架空住所登録者又は法人・団体事務所気付住所登録者の排除及び是正等を厳正に行う。</p>	<p>(有権者名簿の正確性の確保)</p> <p>第2条 規則第4条第1項で規定する有権者名簿には、有権者の氏名、住所及び登録番号を記載することとし、別記第1号様式に準じて調製する。</p> <p>2 規則第4条第3項の規定により有権者名簿を閲覧しようとする有権者は、都道府県総支部（当該総支部所管分の名簿に限る。）の事務所において閲覧するものとする。なお、閲覧は、当該有権者に係る記載部分に限るものとし、筆写、撮影、コピー等を行うことができないものとする。</p> <p>3 規則第4条第3項の規定に基づき異議申立てがなされた場合は、代表選挙管理委員会は直ちに審査を開始し、申立てに理由があると認めるときは必要な措置をとらなければならない。</p> <p>4 規則第4条第4項で規定する都道府県総支部において有権者名簿の点検を行う責任者は、代表を含む役員の中から当該総支部の代表が指名し、代表選挙管理委員会が承認した者とする。</p> <p>(有権者名簿の修正等)</p> <p>第3条 有権者名簿の確定以降で、登録有権者が死亡、離党、除名その他</p>
--------------	---	--

		<p>の事由によって有権者でなくなった場合は、代表選挙管理委員会は直ちに有権者名簿から抹消するものとする。</p> <p>2 前条第3項の異議申立てに理由があったとした場合、代表選挙管理委員会は、直ちに、補正登録、抹消又は内容修正の措置をとるものとする。</p>
<p>3 選挙日程等</p>	<p>(選挙期日及び告示日)</p> <p>第5条 任期満了による代表選挙は、党規約第7条第3項前段に規定する公職選挙の投票日から90日以内に行う。なお、同条同項ただし書の適用を受けた場合は、後に行われる公職選挙の投票日から90日以内に行うものとする。</p> <p>2 代表選挙期日(第12条本文に規定する特別党員の投票日をいう。)の告示は、少なくとも12日前までに行わなければならない。</p> <p>3 代表選挙管理委員会は、選挙の期日、告示日その他の選挙日程を決定し、常任役員会の承認を得るとともに、併せて、常任役員会に対して代表選挙執行のための臨時党大会の開催を要請するものとする。</p> <p>4 常任役員会は、政治情勢等に関わり特に必要があると判断する場合、前項の選挙日程を変更することができ、その変更された選挙日程に基づき、代表選挙管理委員会は代表選挙を実施しなければならない。ただし、第1項の規定に反し90日を越えて選挙期日を設定した場合は、常任役員会は当該決定直後に行われる党大会においてその承認を得なければならない。</p> <p>また、新たな選挙期日の設定により、代表の任期満了日が当該選挙期日の前に到来することとなる場合は、代表の任期を新たな選挙期日まで延長するものとする。</p> <p>5 代表選挙管理委員会は、第2項の規定に基づき行った告示にかかわらず、当該告示日から選挙期日までの期間内において、地域別に告示日及び投票日を定めることができるものとする。</p> <p>この場合の投票の取扱い等については、代表選挙管理委員会が別に</p>	<p>(選挙日程)</p>

	<p>定める。</p> <p>(任期満了選挙実施のための臨時党大会)</p> <p>第6条 任期満了選挙実施のための臨時党大会は、前条第3項の規定により代表選挙管理委員会からの要請を受け、常任役員会で決定し代表が招集する。</p> <p>2 前項の臨時党大会は、第4条で作成した有権者名簿に登録された特別党員で構成する。</p> <p>3 第1項の臨時党大会は、代表選挙以外の案件を上程することができる。代表選挙以外の案件は、党大会規則の定めによるものとする。</p>	
<p>4 代表候補者</p>	<p>(代表候補者)</p> <p>第7条 規約第7条第7項の規定により代表候補者となろうとする特別党員は、告示日において代表選挙管理委員会が指定する時間までに、次の書面により代表選挙管理委員会委員長に届け出なければならない。当該様式は別に定める。</p> <p>一 候補者届出書 氏名、住所等を記載した候補者届出書</p> <p>二 特別党員推薦人届出書及び推薦人になることの承諾書 次の要件を満たす特別党員 50 人を記載した推薦人届出書及び推薦人になることの承諾書でなければならない。ただし、複数の候補者の推薦人となることはできない。</p> <p>イ 現職の議員又は首長であること</p> <p>ロ 候補者が所属する議会会派（首長にあつては当該議会会派）の過半数（自らを除き所属議員が 10 人未満の場合）又は 5 人以上（自らを除き所属議員が 10 人以上の場合）の推薦人の記載があること</p> <p>ハ 国会議員、地方議員それぞれ 1 人以上含まれていること</p> <p>三 宣誓書 代表候補者が被選挙権を有すること及び代表選挙を公正に行う</p>	<p>(代表候補者)</p> <p>第4条 規則第7条第2項に規定する候補者届出書等を届け出ることができる告示日の時間及び場所は、事前に告示する。</p> <p>2 規則第7条第2項に規定する候補者届出書、特別党員推薦書及び宣誓書は、別記第2号様式から第4号様式に準じて作成するものとする。</p> <p>3 規則第7条第2項により公告する書面に記載する順は、候補者届出書の受理順とする。ただし、受理が同時の場合は、代表選挙管理委員会がくじで定める。</p> <p>4 第2項の届出にあたっては、併せて、規則第8条に規定する政見を記載した書面を別記第6号様式に準じて作成し、届け出なければならない。</p>

	<p>ことを誓う旨の宣誓書</p> <p>2 代表選挙管理委員会は、代表候補者の届け出があった場合には、届出締切後、届出者の氏名、住所及び公職名（公認候補者である場合は公認されている公職名）を速やかに公告する。</p> <p>3 第1項の規定により届出のあった代表候補者は、当該告示日中に代表選挙管理委員会委員長に届出をしなければ、その代表候補者たることを辞することができない。</p> <p>(政見)</p> <p>第8条 代表候補者は、国政に関する政策および党運営に関する方針など、政見を明らかにし、第6章選挙運動において定める方法によって有権者に知らせるものとする。</p> <p>(代表候補者に対する措置)</p> <p>第9条 代表候補者が立候補の要件を欠いた場合には、代表選挙管理委員会は常任役員会の承認のもと、立候補の届出を取り消すものとする。</p> <p>2 代表候補者が第6章選挙運動の規定に違反した場合、その他代表候補者としてふさわしくない行為を行った場合には、代表選挙管理委員会は常任役員会の承認のもと、必要な措置をとることができるものとする。</p>	
<p>5 投票、開票及び当選人</p>	<p>(投票)</p> <p>第10条 代表選挙は、第4条に規定する有権者名簿に登録されている党员による投票により行うこととし、当該名簿に登録されていない者は、投票することはできない。</p> <p>2 投票は一人一票とする。</p> <p>3 投票は、単記無記名で自書式により行うものとする。</p> <p>(一般党员の投票)</p>	<p>(投票用紙)</p> <p>第5条 投票用紙は、選挙の都度、代表選挙管理委員会が定める。</p> <p>(郵便投票等)</p> <p>第6条 規則第11条第2項の郵便投票は、代表選挙管理委員会が各有権者宛に郵送する郵便はがきの投票用紙によって行うものとし、送付を受けた有権者は、当該郵便はがきの投票用紙に一人の代表候補者氏名を自書してそれを投函する方法によって行う。</p>

<p>第 11 条 一般党員の投票は、告示日後、特別党員の投票日の前日までの間において、郵便投票により行うこととする。ただし、代表選挙管理委員会が特段の事由があると認める場合には、前条の規定にかかわらず代表選挙管理委員会が定めた方法で投票を行うことができる。</p> <p>2 郵便投票は、代表選挙管理委員会が発行する投票用紙に代表候補者一人の氏名を記入し、これを代表選挙管理委員会宛に郵送して行う。</p> <p>3 確定した有権者名簿に基づき発送した一般党員の投票用紙は、党本部及び郵便局側の瑕疵も含めいかなる理由によっても再送しない。</p> <p>(特別党員の投票)</p> <p>第 12 条 特別党員の投票は、臨時党大会における無記名投票とする。ただし、代表選挙管理委員会が特段の事由があると認める場合は、代表選挙管理委員会が定めた方法で投票（郵便投票等）を行うことができるものとする。</p> <p>(投票の秘密)</p> <p>第 13 条 何人も投票の秘密は、これを侵してはならない。なお、代表選挙管理委員会は、投票及び開票にあたって、有権者の投票の秘密が守られるよう、最大限の配慮をしなければならない。</p> <p>(開票)</p> <p>第 14 条 代表選挙の開票は、特別党員の投票終了後、速やかに代表選挙管理委員会の監督の下に行う。</p> <p>2 開票にあたっては、有効、無効を区別し、有効票を各代表候補者ごとに得票数を確定する。</p> <p>3 第 1 項に係る開票について、代表候補者は代表選挙管理委員会の定めるところにより、開票立会人となるべき者を、有権者名簿に登録された特別党员の中から 2 人まで届け出ることができる。開票立会人となるべき者は同時に複数の代表候補者の開票立会人になることはで</p>	<p>2 郵便投票の締切りは、規則第 5 条第 2 項で規定する代表選挙期日の前日までに代表選挙管理委員会が指定する郵便局（以下「指定郵便局」という。）に到着したもの（当該代表選挙期日の前日に到着した郵便投票については、当該郵便局において当該日に配達するために行う区分け作業（以下「区分け作業」という。）を経た郵便物に限る。）をもって締め切ることとする。</p> <p>ただし、代表選挙期日の前日が郵便物の配達を行わない日（土曜日・日曜日・祝日）に当たる場合は、当該郵便局において、その日以前に行われた区分け作業を経た郵便投票をもって締め切るものとする。</p> <p>3 第 1 項により一般党员から郵送される投票郵便はがきは、これを開票日まで指定郵便局に留め置く方法により保管する。</p> <p>4 代表選挙管理委員会は、島しょ等交通不便の地であることにより、又は天災その他避けることのできない事故により、郵便投票又は投票所における直接投票ができない状況にあると認める地域には、投票の方法を別に定めることができるものとする。</p> <p>(開票立会人)</p> <p>第 7 条 規則第 14 条第 3 項に規定する開票立会人の選任届は、別記第 7 号様式に準じて作成するものとし、代表候補者は、規則第 12 条に規定する特別党员の投票日前 3 日までに、代表選挙管理委員会委員長に届け出るものとする。</p> <p>(開票)</p> <p>第 8 条 代表選挙管理委員会委員は、開票立会人とともに、投票を点検しなければならない。</p> <p>2 前項の投票の点検を行う場合においては、その従事者として、特別党员及び事務局職員その他本党関係者の中から代表選挙管理委員会委員長が選任した者をもって充てる。</p>
---	--

	<p>きない。</p> <p>4 代表選挙管理委員会は、有効投票の最多数を得た代表候補者を当選者と決定し、各代表候補者の確定得票数とともに、臨時党大会に報告する。</p> <p>5 当選人を定めるにあたり得票数が同じであるときは、くじで定める。</p> <p>(無効票)</p> <p>第15条 次の投票は、無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 正規の用紙を用いないもの 二 代表候補者でない者（代表候補者を辞退した者を含む。）の氏名を記載したもの 三 二人以上の代表候補者の氏名を記載したもの 四 代表候補者の何人に対して投票したかを確認できないもの <p>(無投票)</p> <p>第16条 代表選挙管理委員会は、代表候補者が一人である場合又は一人となった場合は、代表選挙の投票は行わず、その者をもって当選者とし、臨時党大会に報告する。</p>	<p>3 開票作業の要領は、代表選挙管理委員会が定める。</p> <p>4 代表選挙管理委員会委員長は、開票所の秩序を保持するため、開票所への参観者等を制限することができる。</p> <p>第9条 代表選挙管理委員会委員長は、開票が終了したときは、投票総数、有効投票数、無効投票数、候補者ごとの得票数及び当選人を記載した選挙結果調を作成し、他の代表選挙管理委員会委員及び開票立会人とともに、署名しなければならない。</p> <p>2 前項の選挙結果調は、別記第8号様式に準じて作成しなければならない。</p>
<p>6 選挙運動</p>	<p>(代表候補者の選挙運動)</p> <p>第17条 代表選挙の選挙運動期間は、告示日からすべての投票が終了するまでとする。</p> <p>2 選挙運動は、別に定める代表選挙管理委員会要綱で規定するものを除き、原則として、自由とする。</p> <p>ただし、何人も、代表選挙に関して買収及び供応、代表候補者の名誉を傷つける行為その他選挙の清潔、明朗及び公正を害する行為を行ってはならない。</p> <p>3 代表選挙管理委員会は、前項の行為が行われたと判断した場合に</p>	<p>(代表候補者等の選挙運動)</p> <p>第10条 代表候補者又は有権者が行う選挙運動は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 頒布文書 代表候補者又は有権者がリーフレットやビラを独自に作成することは妨げない。 二 掲示文書 代表候補者が演説会（演説を含む。）において使用するものを除き、何人も選挙運動用文書を掲示してはならない。 三 演説会（演説）

<p>は、その事実を公表するとともに、当該行為の中止勧告、注意、警告、処分等を行うものとする。</p> <p>(代表選挙管理委員会による党営選挙運動等)</p> <p>第 18 条 代表選挙管理委員会が別に定めるところにより、候補者政見の発行、演説会及び討論会の開催等党営選挙運動の機会の提供に努めるものとする。</p> <p>2 代表選挙管理委員会は、報道機関等が開催する共同記者会見、討論会その他の企画について、代表候補者の出席を要請することができる。また、代表選挙管理委員会は各代表候補者の要請に基づき各代表候補者の報道機関への対応等について調整できる。</p> <p>3 代表選挙管理委員会は、告示日以後の選挙運動を円滑に遂行し、有権者に代表候補者の政見等を周知するために、告示日前において、代表候補者になろうとする者に対する事前説明会の開催や、届出必要書類等の事前提出を求めることができる。</p> <p>4 代表候補者になろうとする者は、前 3 項について、代表選挙管理委員会に協力するものとする。</p> <p>5 党本部執行機関は、代表選挙管理委員会からの要請に基づく場合を除き、代表候補者の選挙運動に関わることはできないものとし、その他機関又は特別党員個人については規制しない。</p>	<p>代表候補者が独自に演説会等を開催することを妨げないが、二人以上の代表候補者による演説会等は開催できない。</p> <p>また、有権者は演説会を開催できない。</p> <p>四 インターネットの利用 何人も自由に行うことができる。</p> <p>五 取材及びアンケート 代表候補者の個別対応とする。</p> <p>2 前項の選挙運動においては、党の品位を汚すこと、他の候補者を誹謗中傷すること、候補者が他の候補者を応援すること、又は公職選挙法に違反する内容であってはならない。</p> <p>(代表選挙管理委員会による党営選挙運動等)</p> <p>第 11 条 代表選挙管理委員会が行う規則第 18 条第 1 項で規定する党営選挙運動は、以下の選挙運動について行うこととし、その実施にあたっては、各代表候補者を平等、公正に扱い、党員間の感情的対立をあおることのないよう、十分な配慮をしなければならない。</p> <p>一 候補者政見 各代表候補者から提出された政見等（内容は、写真、経歴、職、信条、政策等とする。）をまとめ、党公式サイトへ掲載することにより有権者に広報する。また、第 6 条第 1 項に規定する投票用紙の郵送に際し、候補者政見を同封するよう努めるものとする。</p> <p>二 演説会又は討論会の開催 選挙運動期間中に少なくとも 1 回は、全候補者による演説会又は討論会を開催する。なお、その演説会又は討論会の進行、演説順その他演説会開催に必要な事項については、代表選挙管理委員会が別に定める開催要領による。</p> <p>三 報道機関等が開催する共同記者会見、討論会その他の企画 全候補者を対象とする企画については、代表選挙管理委員会の調整のもとに行う。</p>
--	---

		<p>四 その他</p> <p>前3号に規定する有権者を対象とした選挙運動のみならず、この代表選挙を通じて、広く国民に党の政策等を訴える選挙運動も行えるものとする。</p>
<p>7 不服申立て及び選挙の無効</p>	<p>(不服申立て)</p> <p>第19条 本規則による代表選挙の手續に関して不服がある有権者は、事実を記した書面をもって、当該選挙の日から14日以内に、代表選挙管理委員会に対して不服申立てをすることができる。</p> <p>2 前項の申立てがあつた場合は、代表選挙管理委員会はすみやかに審査を開始し、申立てに理由があると認めるときは、必要な措置を決定するとともに、常任役員会に報告し措置内容の承認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の代表選挙管理委員会の裁定に対しては、何人も不服を申し立てることができないものとする。</p> <p>(選挙の無効)</p> <p>第20条 前条の申立て又は代表選挙管理委員会の調査により、有権者の確定等の選挙手續において重大な瑕疵があつた場合又は選挙運動において重大な違反が行われ選挙の公正が著しく損なわれたと判断した場合で、それにより選挙の結果に異動を及ぼす虞があると判断される場合には、代表選挙管理委員会は選挙の無効を宣言することができる。</p> <p>2 前項の宣言は、臨時党大会の承認を得た後、効力を発生する。</p> <p>3 第1項の宣言が効力を発生した場合、代表選挙管理委員会委員は総辞職をしなければならない。新たな代表選挙管理委員会を組織し、新たな選挙期日まで現代表の任期を延長した上で、改めて代表選挙を行うものとする。代表選挙管理委員会委員の再任は妨げない。</p>	

8 任期途中の代表選挙	<p>(任期途中の代表選挙)</p> <p>第 21 条 党規約第 7 条第 8 項の規定による任期途中の代表選挙（臨時党大会における選出を含む。）は、代表が欠けた日から 90 日以内に行わなければならない。</p> <p>2 代表選挙を行う場合は、任期満了選挙の規定を準用する。</p> <p>3 臨時党大会の議決により代表を決定する場合は、常任役員会がその選出方法を決定し、党規約第 8 条第 5 項で規定する代表の職務を行う者が招集する。</p>	
9 補則	<p>(公告・告示)</p> <p>第 22 条 本規則における公告及び告示の方法は、党公式サイト等への掲載等によるものとする。</p> <p>(代表選挙管理委員会要綱)</p> <p>第 23 条 代表選挙管理委員会は、代表選挙の実施に関し必要な事項を代表選挙管理委員会要綱として別に定める。</p> <p>(定めのない事項の取扱い)</p> <p>第 24 条 代表選挙に関する事項で、党規約、本規則又は前条により定める要綱に定めがない事項については、代表選挙管理委員会が決定する。</p> <p>2 前項にかかわらず、代表選挙管理委員会委員が指名される前、又は代表選挙管理委員会の解散後における前項の取扱いについては、常任役員会が決定し、代表選挙管理委員会が設立された時点で報告する。</p>	
附則	<p>【令和 5 年 2 月 5 日】</p> <p>この規則は、決定と同時に施行する。</p>	<p>【令和 5 年 2 月 5 日】</p> <p>この要綱は、決定と同時に施行する。</p>